

**第 3 章**  
**計画の基本的な  
考え方**

## 1 基本理念

本計画では、次世代育成支援対策推進法と子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえながら、「糸島市次世代育成支援対策行動計画（糸島市子ども・子育て支援事業計画）」の基本的な方向性を継承し、本市の目指す基本理念を次のとおり掲げます。

# 糸島で、いきいき子育て<sup>1</sup> のびのび子育て<sup>2</sup> 親育ち<sup>3</sup>

子どもは社会の宝、社会の希望、未来を創る力です。

すべての子どもが、家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望を持って、未来の担い手として、個性豊かに、たくましく、のびのびと健やかに育ち、自立した大人へと成長していくことは、私たち誰もの願いです。そのためには、子ども一人ひとりの幸せを考え、各々の成長や家庭の状況に応じた支援を行い、安心して子どもを育てることができる環境を整えていくことが重要です。

子ども・子育て支援法の基本理念にもあるように、子育ての第一義的責任は、父母その他の保護者にあります。しかしながら、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実は大変厳しく、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

だからこそ、未来の担い手となる子どもを育てることと子育て家庭を支えることは、地域全体で取り組むべき課題であり、地域全体で子育て、親育ちを支援していくことで、世代を越えた豊かなふれあいが生まれ、のびのびと子どもが育つ環境が整っていきます。

<sup>1</sup> 「子育て」とは、親（保護者）が子どもを育てることをいう。一般的には、乳児期から青年期の子どもを対象とする。

<sup>2</sup> 「子育て」とは、子ども自身が自らの力で心身ともに成長すること、また、そのさまをいう。

<sup>3</sup> 「親育ち」とは、親（保護者）が子どもの成長段階に応じて、子育てについて学び、良好な親子関係を築きながら親自身も成長すること、また、そのさまをいう。

市は、こうした理念に基づき、子育て、子育て、親育ちの支援を行い、環境を整えることで「このまちで子育てをして本当に良かった」と誰もが互いに喜び合える、また「子どもを生み、育てたい」と希望を持った人々が集うまちを目指します。



■ 計画全体の成果指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
出産・子育て環境に満足している市民の割合 (市民満足度調査)	39.2%	44.0%以上
保育などのサービスに満足している市民の割合 (市民満足度調査)	27.1%	38.0%以上

## 2 基本理念を実現するための基本的な視点

基本理念の実現に向けて、次の4項目を本計画の基本的な視点とします。

### 視点1

子どもの権利を擁護し、子ども一人ひとりの最善の利益に配慮します  
【子どもの権利条約<sup>4</sup>】

子どもの権利条約の精神に則り、子どもの健全育成や子育て支援の推進に当たっては、子どもの権利を擁護し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重する必要があります。

子ども自身が生きている実感や自己肯定感を持ちながら、思いやりの心を持ち、自立した心を育ていけるよう、家庭、地域などにおける生活のあらゆる場面で、子どもの最善の利益に配慮しながら支援する視点に立った施策を推進します。

### 視点2

子どもの健やかな育ちを支援します  
【子育て】

子どもは、人との関わりを通して、豊かな人間性を形成し、社会のルールを身に付け、自立した社会人として成長します。しかし、さまざまな要因により、子どもの健全な発達が妨げられる場合があります。

子どもが健やかに成長し、社会性・自立性を育み、自立した生活を築くことができるよう、それぞれの状況に応じた子育てを支援する視点に立った施策を推進します。

<sup>4</sup> 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」とは、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約である。18歳未満の児童（子ども）を、権利をもつ主体と位置付け、大人と同様一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。なお、児童の権利条約の主な理念として「児童の最善の利益」「差別の禁止」を挙げ、児童の権利を以下の4つに分類している。

- ・生きる権利 - すべての子どもの命が守られる権利
- ・育つ権利 - 教育や医療、生活に対する支援などを受ける権利
- ・守られる権利 - 暴力や搾取、有害な労働などから守られる権利
- ・参加する権利 - 意見を表現しそれが尊重される権利、自由に団体を作る権利

**視点3**

親が喜びを感じ、ゆとりを持って子育てできる環境を支援します

【親育ち・子育て】

人は、子育てを始めたからといって、ただちに「親」として成熟するわけではありません。誰もが迷い、戸惑い、学び、経験を積み重ねながら成熟した「親」へと育っていきます。一つひとつの負担や不安を解決することで、孤独感を和らげるような環境を整える支援が求められています。

親が心身ともにゆとりを持って、子どもを生き育てることができる親育ちを支援する視点に立った施策を推進します。

**視点4**

地域が一体となって、子育てを支援します

【地域共生社会<sup>5</sup>】

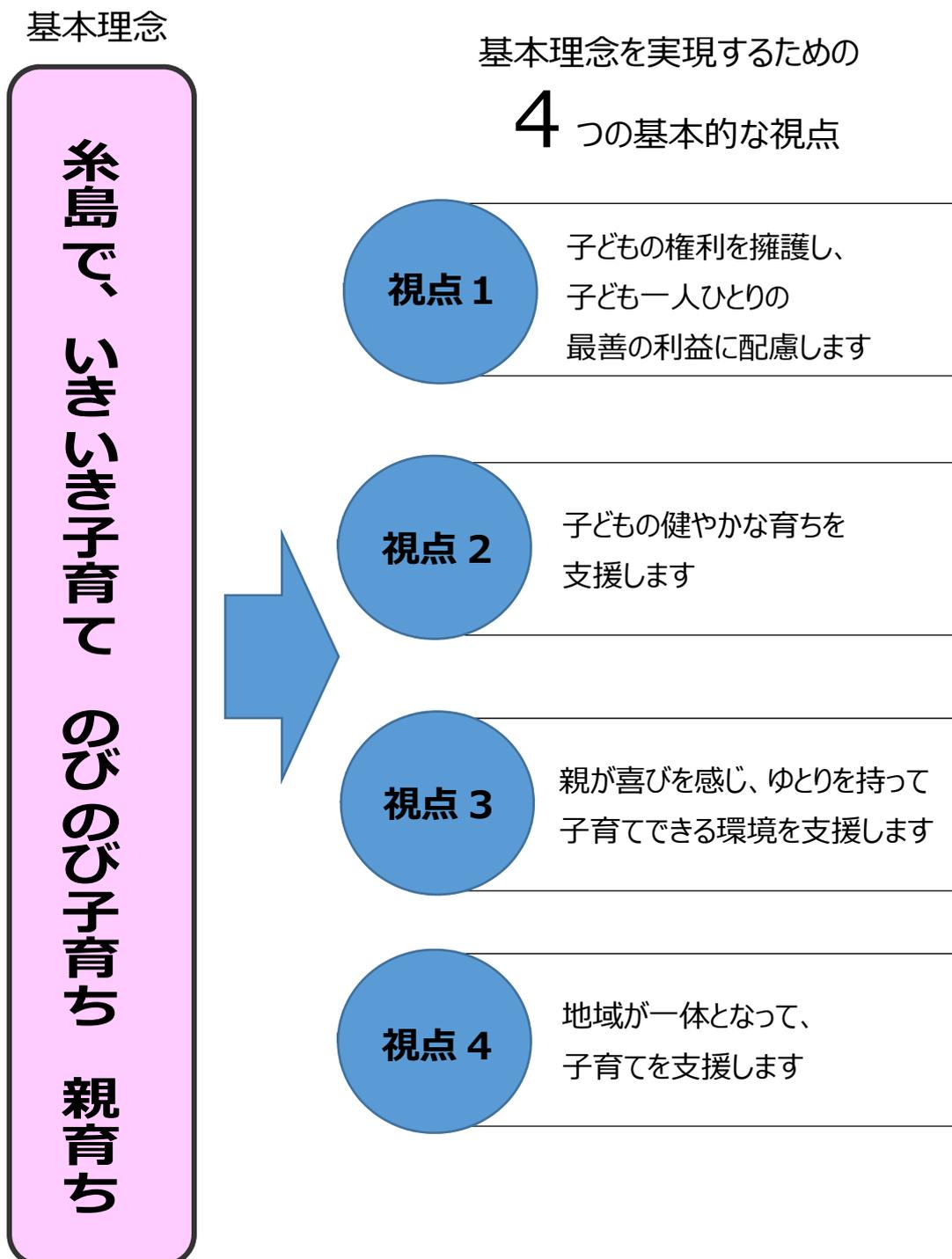
子育ての第一義的責任は保護者にありますが、地域にとっても次代の担い手を育成するたいせつな営みです。子どもの成長には、地域のさまざまな人々がそれぞれの役割を果たし、互いに協力しながら、みんなで見守り、支えていくことがたいせつです。

地域のそれぞれの立場で、地域の子どもが社会をいきいきと主体的に生きていくことができるよう応援する視点に立った施策を推進します。

<sup>5</sup> 「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものである。

### 3 計画の体系（全体像）

本計画では、基本理念を実現するために、基本的な視点を踏まえて、次の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図っていきます。



## 5つの基本目標と施策

